

1. 昨年度の第一次報告では、認定制度の基本的枠組みを次のようにまとめている。

- (社)日本図書館協会が公立図書館員を対象に認定する
- 現在及び/あるいは将来において、公立図書館経営の中核を担う、高度な専門性を有することを認定する
- したがって、図書館経営の中核としての職務が通常は想定されない、非常勤職員、派遣職員等の非正規職員は、認定の対象とはならない
- 申請にあたっては、司書資格取得後、図書館現場での一定の実務経験を必要とする
- 体系的な研修を受講することを要件とする
- 生涯有効なものではなく、一定の期間の後必要な研修、社会的活動、研究活動等を経て更新することを条件とする
- 原則として、図書館実務経験10年以上、日図協主催の研修事業LIST2修了、20000字(400字詰め原稿用紙50枚)程度のオリジナル論文執筆、の3点を要件とし、自己申請しなければならない。

2. 今年度の第二次報告では、これらに加えて次のような特徴を備えた認定制度を提案している。なお、全体像は専門職員認定制度特別検討チーム（第二次）報告(以下、報告書)p.7「第1図 上級司書制度の検討の枠組み」を参照。

- a) 当面LIST2は日図協会館のみで開催される(その前提となるLIST1も同様)ので、地方在住者への配慮が必要となる。そのため、司書が受講しうる大部分の研修をポイント化(詳細は、別表第1(報告書 p.22-24)を参照)し、LIST2(およびLIST1)に相当する研修ポイントの取得により申請できるようにした。(報告書 p.8-9 参照)
- b) 一度認定を受けたのち5年以内に更新の手続きをとらなければ、失効することは第一次報告のとおりである。更新のためには、新たな研修ポイントの取得(input)が必要となる。(報告書 p.12 参照)その場合、各種研修での講師もしくは図書館振興・普及のための社会的活動(output)も必須とした。(詳細は、別表第2(報告書 p.25-26)を参照)
- c) 上級司書のあるべき姿の一部として、「最新の知識の習得に不断に努める」「図書館界の動向に絶えず関心を持つ」を挙げ(報告書 p.7 参照)そうした姿を検証するものとして課題小論文を提出させることにした。(報告書 p.10 参照)
- d) 日図協内に5名から成る「上級司書審査会」を設置し、これが申請者1名に対し3名から成る「審査チーム」を指名する。この「審査チーム」が個々の申請者について上級司書にふさわしいかどうかの審査をすることとした。(報告書 p.11 参照)
- e) 「審査チーム」の審査結果を受けて「上級司書審査会」は、当該申請者への推薦を申請者の所属する地方公共団体の首長もしくは任命権者に依頼することとした。(資料2 上司司書審査会内規(案)第10条(報告書 p.20)参照)
- f) 2005年度に認定制度を開始することとし、そのための経過措置についても検討した。(報告書 p.15 参照)前年度からの事務局および「上級司書審査会」の準備作業、ならびに日本図書館協会としての全体的な取組みが必要となることも指摘した。(報告書 p.14 参照)

以上